

令和5年 農地の賃借料情報

農地法第52条の規定により、農業委員会から、実勢の賃借料に関する情報を提供するものです。

令和5年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。実際の契約にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで決定してください。

◎賃借件数

区分	筆数			
	田		畑	
	賃貸借	使用貸借	賃貸借	使用貸借
個人	17	50	1	11
法人	2	47	-	11
合計	19	97	1	22
総合計	116		23	

◎賃貸借による賃借金額等

田の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	5,411	10,000	2,000	17
法人	6,000	6,000	6,000	2
全体	5,473	10,000	2,000	19

畑の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	5,000	5,000	5,000	1
法人	-	-	-	-
全体	5,000	5,000	5,000	1

※ 法人は、村外の法人並びに公益法人も含まれます。

※ 使用貸借は、無償による貸し借りです。

※ 令和5年における全ての貸し借りの約85.6%が無償の貸し借りです。

※ 例年、全ての貸し借りのうち、有償の貸し借りは10~20%程度です。